明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令第七条第三項の規定による日本銀行国庫金取扱規程等の規定の適用についての技術的読替えに関する省令（**財務**六三）　一

○文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則（**文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　三

○農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産**五四）　五

〔**官庁報告**〕

国家試験

平成二十三年度特別情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　五

〔公　告〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係　八二

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分、住宅型式性能認定関係　一〇六

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇七

会社その他

会社決算公告　一一〇

省令

○**財務省令第六十三号**

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令（平成二十三年政令第二百九十四号）第七条第三項の規定に基づき、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令第七条第三項の規定による日本銀行国庫金取扱規程等の規定の適用についての技術的読替えに関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月十六日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令第七条第三項の規定による日本銀行国庫金取扱規程等の規定の適用についての技術的読替えに関する省令

（日本銀行国庫金取扱規程の規定を適用する場合の読替え）

第一条　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令（平成二十三年政令第二百九十四号。以下「施行令」という。）第七条第三項の規定による日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える日本銀行国庫金取扱規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の三第一項	資金前渡官吏の支払金	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十七条の規定により資金の交付を受けた職員とみなされた者（以下「資金前渡官吏」という。）の支払金
第三十二条第一項	規程第四十条第二項	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する規程第四十条第二項
第七十七条第八号	第十九号書式	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第十九号書式
第十九号書式	官職	役職

（支出官事務規程の規定を適用する場合の読替え）

第二条　施行令第七条第三項の規定による支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える支出官事務規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	次の各号に掲げる場合	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第四項の規定により日本銀行に預託金を有する緊急措置法第八条第三項に規定する政令で定める者に資金を交付するため、支出の決定をするとき	読み替える字句